

## 第3章 附則

### (1) 施行期日

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第一条中特許法第六十五条第六項の改正規定、同法第一百五條第四項の改正規定、同法第一百五條の二を同法第一百五條の二の十一とし、同法第一百五條の次に十條を加える改正規定、同法第一百五條の四第一項第一号の改正規定、同法第一百六十九條第六項の改正規定、同法第二百條の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定及び同法第二百條の二を同法第二百條の三とし、同法第二百條の次に一條を加える改正規定、第二條中実用新案法第三十條の改正規定、第三條中意匠法第四十一條の改正規定及び同法第六十條の十二第二項の改正規定並びに第四條中商標法第十三條の二第五項の改正規定及び同法第三十九條の改正規定並びに附則第五條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 (略)

損害賠償額算定の見直しについては、改正法の公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年政令第145号により令和2年4月1日に決定）から施行することとした（附則第1条本文）。また、査証制度の創設については、公布の日から起算して1年6月を超えない範

圈内において政令で定める日から施行することとした（同条第3号）。

## (2) 執行官法の一部改正

### (手数料を受ける場合)

第八条 執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受け  
るものとする。

一・一の二 (略)

一の三 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五条の二の  
二第三項の規定による援助

二～二十二 (略)

2 執行官は、前項各号の事務の実施に着手する前であつても、次の  
各号に掲げる場合においては、当該事務に係る手数料を受ける。

一 送達、前項第一号の二の現況の調査又は同項第一号の三の援助  
を行うべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰すること  
ができない事由によつて送達、同項第一号の二の現況の調査又  
は同項第一号の三の援助を実施することができなかつたとき。

二 (略)

### ① 執行官の査証の援助に係る手数料（新第8条第1項第1号の3）

執行官が手数料を受ける場合を列挙する執行官法（昭和41年法律第111号）第8条第1項に「特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五条の二の二第三項の規定による援助」を追加した。同項第1号及び第1号の2には訴訟手続に関する執行官の事務が、第2号から第22号までには非訟手続（執行手続）に関する執行官の事務が掲げられているが、査証制度は訴訟手続の一環であることから、査証における執行官の援助は、第1号の3を新設して規定することとした。なお、手数料の具体的な金額について

は、同法第9条第1項の規定に基づき、最高裁判所規則で定めることとした。

② 事務に着手する前に手数料を受ける場合（第8条第2項第1号）

執行官が事務の実施に着手する前であっても、手数料を受ける場合を規定するため、執行官法第8条第2項第1号に、査証における執行官の援助を追加した。